

証券投資信託の重大な約款変更に関する書面決議のお知らせ

当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、2020年3月11日付で重大な約款変更を実施すること（以下「本議案」といいます。）に関して、2020年2月6日に書面決議を行ないます。

1. 対象となる証券投資信託の名称

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト
ダイワファンドラップ J-REIT セレクト
ダイワファンドラップ 外国 REIT セレクト
ダイワファンドラップ コモディティセレクト
ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

2. 重大な約款変更の内容および理由

(1) ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

<変更内容>

① 以下の通り、運用方法を変更します。

現 行：わが国の債券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。

変更後：円建ての債券（外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。

② 購入価額および換金価額を、「申込受付日の翌営業日の基準価額」から「申込受付日の翌々営業日の基準価額」に変更します。

③ 換金代金の支払開始日を、申込受付日から起算して、「5営業日目」から「6営業日目」に変更します。

④ 新たに申込受付中止日を設け、ニューヨークおよびロンドンの銀行休業日等の受付を中止します。

<変更理由>

わが国の債券の多くがマイナス金利となる中、より利回りの高い外貨建ての債券も投資対象に加え、為替リスクを低減させたいという投資できるようにし、運用成績の向上をめざします。

また、外貨建ての債券を投資対象に加えることに伴い、上記②～④の変更を行ないます。

(2) ダイワファンドラップ J-REITセレクト

<変更内容>

① 以下の通り、運用方法を変更します。

現 行：ダイワ J-REIT アクティブ・マザーファンドの受益証券に投資します。

変更後：わが国のリートを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。

② 運用管理費用（信託報酬）の料率（税抜き）を、年率0.64%から年率0.34%に変更します。なお、実質的に負担する運用管理費用として、投資対象とする投資信託証券の運用管理費用が加わります。

③ 購入価額および換金価額を、「申込受付日の基準価額」から「申込受付日の翌営業日の基準価額」に変更します。

④ 換金代金の支払開始日を、申込受付日から起算して、「4営業日目」から「5営業日目」に変更します。

<変更理由>

現行では、ダイワ J-REIT アクティブ・マザーファンドのみを投資対象としていますが、ファンド・オブ・ファンズ形式に変更し、大和ファンド・コンサルティングの助言に基づき、複数の投資信託を組み入れることができるようにすることで、運用成績の向上をめざします。

また、ファンド・オブ・ファンズ形式への変更に伴い、上記②～④の変更を行いません。

(3) ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

<変更内容>

- ① 以下の通り、運用方法を変更します。
現 行：ダイワ海外REIT・マザーファンドの受益証券に投資します。
変更後：海外のリートを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。
- ② 運用管理費用（信託報酬）の料率（税抜き）を、年率0.89%から年率0.34%に変更します。なお、実質的に負担する運用管理費用として、投資対象とする投資信託証券の運用管理費用が加わります。
- ③ 購入価額および換金価額を、「申込受付日の翌営業日の基準価額」から「申込受付日の翌々営業日の基準価額」に変更します。
- ④ 換金代金の支払開始日を、申込受付日から起算して、「5営業日目」から「6営業日目」に変更します。
- ⑤ 申込受付中止日に、「一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日」を追加します。

<変更理由>

現行では、ダイワ海外REIT・マザーファンドのみを投資対象としていますが、ファンド・オブ・ファンズ形式に変更し、大和ファンド・コンサルティングの助言に基づき、複数の投資信託を組み入れることができるようにすることで、運用成績の向上をめざします。

また、ファンド・オブ・ファンズ形式への変更に伴い、上記②～⑤の変更を行いません。

(4) ダイワファンドラップ コモディティセレクト

<変更内容>

- ① 以下の通り、運用方法を変更します。
現 行：ダイワ“RICI”ファンドおよびダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券に投資します。
変更後：コモディティ（商品）に関連する複数の投資信託証券に投資します。
- ② 申込受付中止日に、「一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日」を追加します。

<変更理由>

大和ファンド・コンサルティングの助言に基づき、ダイワ“RICI”ファンド以外のコモディティに関連する投資信託も組み入れることができるようにし、運用成績の向上をめざします。

また、投資対象の拡大に伴い、上記②の変更を行いません。

(5) ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

<変更内容>

- ① 以下の通り、運用方法を変更します。
現 行：絶対収益の獲得をめざす複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行いません。
変更後：オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券に投資し、絶対収益の獲得をめざして運用を行いません。
- ② 申込受付中止日に、「一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日」を追加します。

<変更理由>

オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう投資信託証券であれば、絶対収益の獲得とは異なる目的の投資信託証券も投資対象に追加することで、運用成績の向上をめざします。なお、ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクトは、複数の投資信託証券に投資することで絶対収益の獲得をめざす

ことに変わりはありません。

また、投資対象の拡大に伴い、上記②の変更を行いません。

3. 書面決議の手続き

基準日（2019年12月18日）現在の各ファンドの受益者の方は、本議案について議決権を行使することができます。当該受益者の皆様に対して、後日、本議案に関する議決権行使書を送付いたしますので、議決権を行使される方は、2020年1月20日まで（必着）に、議決権行使書に必要事項をご記入のうえご返送ください。なお、議決権を行使されない場合は、信託約款の規定により、当該受益者の方は本議案について賛成するものとみなされます。

各ファンドの書面決議において、賛成された方の保有する受益権の合計口数が基準日現在の各ファンドの受益権総口数の3分の2以上となった場合に本議案は可決され、各ファンドは、2020年3月11日付で信託約款の変更を行いません。

以上

2019年12月16日

東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
大和証券投資信託委託株式会社

信託約款新旧対照表

ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

変更後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、<u>円建ての債券（外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。）</u>を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略) なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。</u></p> <p>1. <u>別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日</u></p> <p>2. <u>第36条第2項第2号に定める日</u></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の<u>翌々営業日の基準価額</u>に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。(略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)等における取引の停止、<u>外国為替取引の停止</u>その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>6営業日目</u>から受益者に支払います。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、<u>わが国の債券</u>を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略) なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(新 設)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の<u>翌営業日の基準価額</u>に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。(略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>5営業日目</u>から受益者に支払います。</p>

変 更 後	現 行
<p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第36条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。<u>ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。</u>(略)</p> <p>1. <u>別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日</u></p> <p>2. <u>前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日</u></p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の<u>翌々営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、<u>外国為替取引の停止</u>その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。</p> <p>⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>I 別に定める銀行休業日</u></p> <p><u>約款第12条および第36条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ニューヨークの銀行休業日</u> <u>ロンドンの銀行休業日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>II 別に定める投資信託証券</u> (略)</p>	<p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第36条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。(略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の<u>翌営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。</p> <p>⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>I 別に定める投資信託証券</u> (略)</p>

ダイワファンドラップ J-REITセレクト

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>主として、わが国のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</u> <u>※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合はあ</u></p>	<p>運用の基本方針 2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</u></p>

変更後	現行
<p>ります。</p> <p>② <u>投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株)大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。</u></p> <p>③ <u>投資信託証券の組入比率は、通常の状態</u> <u>で高位に維持することを基本とします。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) <u>投資制限</u> <u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>投資信託証券への投資制限</u> <u>投資信託証券への投資割合には、制限を</u> <u>設けません。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の<u>翌営業日の基準価額</u>に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。(略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、<u>別に定める投資信託証券</u>ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</p> <p>(略)</p>	<p>② <u>上場不動産投資信託証券への投資にあ</u> <u>たっては、以下の方針に従って行なうこと</u> <u>を基本とします。</u></p> <p>イ. <u>個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄</u> <u>ごとの配当利回り、期待される成長性、</u> <u>相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を</u> <u>選定します。</u></p> <p>ロ. <u>個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮</u> <u>します。</u></p> <p>③ <u>マザーファンドの受益証券の組入比率</u> <u>は、通常の状態</u>で<u>信託財産の純資産総額の</u> <u>90%程度以上とすることを基本とします。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(3) <u>投資制限</u></p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券への投資制</u> <u>限</u> <u>マザーファンドの受益証券への投資割</u> <u>合には、制限を設けません。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>投資信託証券への投資制限</u> <u>マザーファンドを通じて行なう投資信託</u> <u>証券への実質投資割合には、制限を設けま</u> <u>せん。</u></p> <p>④ <u>同一銘柄の投資信託証券への投資制限</u> <u>マザーファンドを通じて行なう同一銘</u> <u>柄の不動産投資信託証券への実質投資割</u> <u>合は、信託財産の純資産総額の30%以下と</u> <u>します。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。(略)</p> <p>④～⑤ (略)</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、<u>大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド</u>（以下「マザーファンド」といいます。）の<u>受益証券</u>、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資すること</p>

変 更 後	現 行
<p>②～③ (略)</p> <p>第19条 (削 除)</p> <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第23条 委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の34の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>I 別に定める投資信託証券</p> <p>約款第16条および「運用の基本方針」の「別に</p>	<p>を指図することができます。</p> <p>(略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)</p> <p>第19条 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該不動産投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p> <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p> <p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の64の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、4営業日目から受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>(新 設)</p>

変 更 後	現 行
<p>定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</p> <p>親投資信託(ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド)</p>	

※ 別に定める投資信託証券は、2020年3月11日付で変更することを予定しています。

ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、海外のリート(不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。)を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。 ※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。</p> <p>② 投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株)大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。</p> <p>(削 除)</p> <p>③ 投資信託証券の組入比率は、通常の状態 で高位に維持することを基本とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 投資制限 (削 除)</p> <p>① (略)</p> <p>② 投資信託証券への投資制限 投資信託証券への投資割合には、制限を</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 ダイワ海外REIT・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① マザーファンドの受益証券を通じて、海外の取引所上場(上場予定を含みます。)および店頭登録(登録予定を含みます。)の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券(以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。)を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。</p> <p>② 投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ S&P先進国REIT指数(除く日本、円換算)をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。 ・ 個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。 <p>③ 保有実質外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。</p> <p>④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態 で信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① マザーファンドの受益証券への投資制限 マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② (略)</p> <p>③ 投資信託証券への投資制限 マザーファンドを通じて行なう投資信</p>

変更後	現行
<p>設けません。</p> <p>③ 外貨建資産への投資制限 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略) ② (略) ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、<u>次の各号に掲げる日</u>を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行いません。 1. <u>別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日</u> 2. <u>第38条第2項第2号に定める日</u> ④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の<u>翌々営業日の基準価額</u>に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。(略) ⑤～⑥ (略)</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、主として、<u>別に定める投資信託証券</u>ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。 (略) ②～③ (略)</p> <p>(外国為替予約取引の指図) 第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第25条 委託者は、信託財産に属する証券投資信</p>	<p>託証券への<u>実質投資割合</u>には、制限を設けません。</p> <p>④ 外貨建資産への投資制限 外貨建資産への<u>実質投資割合</u>には、制限を設けません。</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略) ② (略) ③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、<u>別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日</u>を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行いません。</p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の<u>翌営業日の基準価額</u>に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。(略) ⑤～⑥ (略)</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、主として、<u>大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ海外REIT・マザーファンド</u>(以下「マザーファンド」といいます。)の<u>受益証券</u>、ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。 (略) ②～③ (略)</p> <p>(外国為替予約取引の指図) 第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの<u>受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額</u>をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図) 第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファ</p>

変更後	現行
<p>託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>	<p><u>ンド</u>の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>
<p>(信託報酬等の額および支弁の方法) 第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の34</u>の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③ (略) <u>(削除)</u></p>	<p>(信託報酬等の額および支弁の方法) 第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の89</u>の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③ (略) ④ <u>委託者は、この信託において主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。</u></p>
<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第35条 (略) ②～③ (略) ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>6営業日目</u>から受益者に支払います。 ⑤～⑥ (略)</p>	<p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第35条 (略) ②～③ (略) ④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>5営業日目</u>から受益者に支払います。 ⑤～⑥ (略)</p>
<p>(信託契約の一部解約) 第38条 (略) ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、<u>次の各号に掲げる日</u>を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。(略) 1. <u>別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日</u> 2. <u>前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日</u> ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の<u>翌々営業日の基準価額</u>とします。 ④～⑥ (略)</p>	<p>(信託契約の一部解約) 第38条 (略) ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、<u>別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日</u>を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。(略) ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の<u>翌営業日の基準価額</u>とします。 ④～⑥ (略)</p>
<p><u>II 別に定める投資信託証券</u></p>	<p><u>(新 設)</u></p>
<p><u>約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</u></p>	
<p>親投資信託 (ダイワ海外REIT・マザーファン</p>	

変更後	現行
ド)	

※ 別に定める投資信託証券は、2020年3月11日付で変更することを予定しています。

ダイワファンドラップ コモディティセレクト

変更後	現行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>別に定める投資信託証券を主要投資対象とします。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>主として、コモディティ（商品）に関する複数の投資信託証券に投資し、世界のコモディティ価格の中長期的な上昇を享受することをめざして運用を行ないます。</u> <u>※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。</u></p> <p>② <u>投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株)大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。</u></p> <p>③ <u>投資信託証券の組入比率は、通常の状態</u> <u>で高位に維持することを基本とします。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 投資制限 <u>(削除)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p><u>下記の1.に掲げる親投資信託（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および下記の2.に掲げる外国投資信託の受益証券を主要投資対象とします。</u></p> <p><u>1. ダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券</u></p> <p><u>2. ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ“RICI”ファンド」の受益証券（米ドル建）</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>投資するファンドを通じて、世界のコモディティ（商品）価格の中長期的な上昇を享受することをめざして運用を行ないます。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>② <u>当ファンドは、「ダイワ“RICI”ファンド」と「マネー・マザーファンド」を投資対象ファンドとするファンド・オブ・ファンズです。当ファンドは、これらの投資対象ファンドを通じて実質的な運用を行ないます。これらの投資対象ファンドへの投資にあたっては、通常の状態</u> <u>で「ダイワ“RICI”ファンド」への投資割合を高位（信託財産の純資産総額の90%程度以上）とすることを基本とします。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券への投資制限</u> <u>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社</p>

変更後	現行
<p>は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日 2. 毎年12月24日 3. <u>第38条第2項第3号に定める日</u> <p>④～⑥ (略)</p>	<p>は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日 2. 毎年12月24日 <p>④～⑥ (略)</p>
<p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、別に定める<u>投資信託証券</u>ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。</p> <p>(削 除)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) <p>②～③ (略)</p>	<p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、<u>大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ・マネー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)</u>の<u>受益証券</u>、次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券、ならびに次の第2号から第5号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ“RICI”ファンド」の受益証券(米ドル建)</u> 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) <p>②～③ (略)</p>
<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p>
<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>② (略)ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日 2. 毎年12月24日 3. <u>前各号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者</u> 	<p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>② (略)ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日 2. 毎年12月24日

変 更 後	現 行
<p><u>が定める日</u> ③～⑥ (略)</p> <p>II <u>別に定める投資信託証券</u></p> <p><u>約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</u></p> <p><u>外国投資信託(ダイワ“RICI”ファンド(ケイマン籍、米ドル建))</u> <u>親投資信託(ダイワ・マネー・マザーファンド)</u></p>	<p>③～⑥ (略)</p> <p><u>(新 設)</u></p>

※ 別に定める投資信託証券は、2020年3月11日付で変更することがあります。

ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>絶対収益の獲得</u>をめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>① 主として、<u>オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券に投資し、絶対収益の獲得</u>をめざして運用を行ないます。 <u>※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。</u></p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>② (略) なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、第38条第2項ただし書きに定める日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。</u></p> <p>④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第38条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>信託財産の成長</u>をめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度</p> <p>① 主として、<u>絶対収益の獲得をめざす複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長</u>をめざして運用を行ないます。</p> <p>②～⑤ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略)</p> <p>② (略) なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>③ (略) ④ (略) ⑤ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第38条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付</p>

変 更 後	現 行
<p>けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、<u>一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。</u> (略) ③～⑥ (略)</p>	<p>けた場合には、この信託契約の一部を解約します。(略) ③～⑥ (略)</p>